

太田市告示第 10 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、
次の区域を形質変更時要届出区域として指定する。

令和 7 年 2 月 26 日

太田市長 清水 聖 義

1 形質変更時要届出区域として指定する区域

太田市西新町 127 番 1 の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項
の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物